

# 旭川市環境基本計画

## 【第2次計画・改訂版】

### (第2版)

平成28年(2016年)3月  
令和2年(2020年)1月 改訂

旭川市



## はじめに



旭川市長 西川 将人

旭川市は、原生的な山岳環境が広がる大雪山に抱かれ、その山々を源流とした石狩川と多くの支流が合流する上川盆地の中央に位置した自然豊かなまちです。

また、山々が織りなす地理的な特徴、水源地と肥沃な大地がもたらす農産物や工業製品、旭川空港・JR各線・主要道路等の交通基盤の整備によって、産業や経済・医療・福祉・教育・文化などの様々な都市機能が発達し、北北海道の拠点として発展を遂げてきました。

本市では、平成28年3月に「旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】」を策定し、健全で良好な環境を将来に引き継いでいくため、様々な施策を展開してきました。

近年、SDGsの採択やパリ協定の発効を契機に、環境を取り巻く世界情勢が大きく動きつつあります。

さらには、開発行為や侵略的外来種、気候変動による影響に加え、少子高齢化・人口減少社会といった、長期的な課題も想定されます。

策定から4年を経て、これらの変化や課題に適切に対応し、将来にわたり持続可能な社会を実現するために本計画を見直し、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性保全などの環境問題に対するより一層の取組を進めていくこととしました。

今後においても着実な計画の推進には、市民・団体・事業者・市の協働が大きな原動力となります。

皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画見直しに当たり、熱心な御審議をいただきました旭川市環境審議会の皆様、貴重な御意見と御提言をお寄せいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

## 【目 次】

### 第1章 計画改訂の基本的事項

1	計画見直しの趣旨と背景	1
2	計画の位置付けと性格	2
3	この計画で対象とする環境の範囲	3
4	計画の期間	4
5	計画の構成及び見直しの方向性	4

### 第2章 環境の保全と創造に関する目標

1	環境の将来像	5
2	環境目標	6
3	施策体系	7

### 第3章 環境の保全と創造に関する施策

1	循環型社会の形成 —物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち—	8
	(1) ごみの減量・資源化の推進	
	(2) 安全・適正なごみ処理の推進	
	(3) バイオマスの利活用の推進	
2	地球環境の保全 —市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち—	11
	(1) 地球温暖化対策の推進	
	(2) その他の地球環境保全対策の推進	
3	自然環境の保全 —豊かな水や緑とともに生きるまち—	14
	(1) 豊かな緑の保全	
	(2) 自然とのふれあいの推進	
	(3) 生物多様性の保全	
	(4) 地域固有の自然資源の保全・活用	
4	都市環境の形成 —身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち—	17
	(1) 身近な緑や水辺の保全・創造	
	(2) 環境美化の推進	
	(3) 環境にやさしい都市の創造	

5	生活環境の保全 —良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち—	20
	(1) 大気、水など生活環境の保全	
6	環境に配慮する人の育成 —環境に配慮し行動する人をつくるまち—	23
	(1) 環境の保全と創造に向けた参加・行動	

## 第4章 配慮指針

1	市民の配慮事項	25
2	事業者の配慮事項	26
3	市の配慮事項	28

## 第5章 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

1	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	30
---	---------------------	----

## 第6章 計画推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	36
2	計画の進行管理	36
3	市民意見の反映	36
4	計画の見直し	36

## 資料編

1	計画改訂の経過【平成28年度】	37
2	計画見直しの経過【令和元年度】	42
3	旭川市環境基本条例	44
4	計画の変遷	47
5	用語解説	48